明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二四五）　二
○著作権法施行令の一部を改正する政令（二四六）　二
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（八）　三
〔省　令〕
○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（経済産業四六）　一〇
〔告　示〕
○日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二〇一）　一二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九四）　一三
○化粧品基準の一部を改正する件（厚生労働二四三）　一三
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件（経済産業一〇五）　一三
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（同一〇六）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録抹消、生命保険契約者保護機構令和五年度決算関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（総務省）

1　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

2　この政令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（文部科学省）

1　図書館等における全部の複製物の提供及び特定図書館等における著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物として、言語の著作物（定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。）であってその全部が図書館資料の一又は連続する二の見開き面に掲載されているものを追加で定めることとした。（第一条の四及び第一条の五関係）

2　著作物の公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる行政審判手続を定める法律を追加で定めることとした。（第二条の四関係）

3　この政令は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。